

令和 年 月 日

東京広告業健康保険組合 殿

保険給付について公金受取口座を利用することの届出

保険給付の申請にあたり、下記内容にて公金受取口座を利用します。

申請者記入	被保険者証 記号・番号												※提出時の注意 本書は申請者が直接健康保険組合の窓口を持参するか、書留郵便で送付してください。なお、番号確認および身元確認を行いますので、窓口を持参の場合はマイナンバーカードをお持ちください。 送付の場合は、マイナンバーカードの写しと届出を同封してください。(下記の「ご留意」参照)
	()												
	個人番号(マイナンバー)												
	事業所名												
	被保険者氏名												
	住所												
	電話番号												
受けようとするものを○で囲んでください。													
1. 傷病手当金 4. (家族) 埋葬料 7. (家族) 療養費 2. 出産手当金 5. (家族) 移送費 3. (家族) 出産育児一時金 6. 高額療養費・高額介護合算療養費 ※付加給付が発生する場合は合わせてお振込みいたします。													

(公金受取口座利用にあたってご留意いただきたいこと)

1. 本書は、保険給付の申請書・請求書と一緒にご提出ください。
2. 申請者が公金受取口座としてマイナポータル等であらかじめ指定した口座に振り込みます。
3. 申請者が公金受取口座情報を登録・変更・抹消した場合、預貯金口座の実在性の確認等が行われるため、登録した情報等の反映までには数日程度を要することがあり、変更前の口座に振り込みされる場合があります。
4. 情報連携により公金受取口座情報を取得できなかった場合や、取得した口座に振込手続きを行った結果、振込不能となった場合には、申請者に確認し、振込口座の再確認などをいたします。
5. 申請書・請求書の記載名と公金受取口座の名義が異なる場合には、申請者に対して申請情報に誤りがないか等を確認したうえで振込手続きを進めます。

なお、申請者名と口座名義が一致しない場合として以下が考えられますが、マイナンバーカードに旧姓（旧氏）併記をしている場合や、住民票に通称名を登録している場合でも、当該名称を公金受取口座の名義として登録することは可能です。

- ① 公金受取口座が旧姓（旧氏）名義の口座である場合 ② 公金受取口座が通称名義の口座である場合
6. 給付対象が複数月にまたがり申請・請求が複数回となる場合も、それぞれの申請・請求ごとに公金受取口座利用を確認しますので、公金受取口座の利用を希望される場合は各申請・請求ごとに公金受取口座の利用届出を行ってください。